

平成 28 年 3 月 24 日

各 位

会社名 株式会社 ブイキューブ
代表者名 代表取締役社長 間下 直晃
(コード番号：3681 東証第一部)
問合せ先 取締役 C F O 大川 成儀
(TEL. 03-5768-3111)

連結子会社株式の一部譲渡に関するお知らせ

当社は、当社取締役会において、当社が保有する当社連結子会社「株式会社システム・テクノロジー・アイ（コード番号：2345 東証第二部）」株式の一部を譲渡することを決定いたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

記

1. 株式譲渡の理由

株式会社システム・テクノロジー・アイ（以下「STI」という）は、平成 27 年 7 月 10 日公表の「「流通株式時価総額」に係る猶予期間入りに関するお知らせ」の通り、平成 27 年 3 月 31 日時点の STI 株式の流通株式時価総額が有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 2 号 b 本文に定める所要額（5 億円）未満となったことから、STI 株式は東京証券取引所の上場廃止に係る猶予期間入り（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）銘柄となっております。

当社は、STI 株式の上場廃止を回避すべく、東京証券取引所の上場廃止基準上の流通株式数を増加させることを目的として、保有する STI 株式を一部譲渡いたします。

2. 株式譲渡に係る特記事項

(1) 譲受人（以下「4. 株式譲渡先（譲受人）の概要」ご参照）について

当該譲受人は、金融機関からの借入による自己資金により STI 株式の取得を行い、取得後の STI 株式保有の方針については長期保有と聞いております。

(2) 当社の STI 株式保有に関する考え方について

当社と当該譲受人との間で、STI 株式に係る株主間契約は締結しておりません。

当該譲受人は、当社の代表取締役社長であります。STI 関連取引の場合等で利益相反関係が生じた場合には、方針決定に関する当社取締役会の決議に参加いたしません。この場合、当社は、他の取締役によって、適切に方針を決定することができるものと考えております。

(3) 譲受人の選定について

当社は、STI の子会社化以降、STI 株式の上場廃止を回避すべく、STI 株式の流通株式数を増加させるため、公募・売出し、立会外分売、市場での売却等の方策について、STI と誠実に協議し、検討してまいりました。具体的な検討を進めた結果、STI 株式の出来高推移を踏まえると、上場廃止基準への抵触を回避するために必要な株式数の、公募・売出しや立会外分売を実施することが困難であること、加えて、インサイダー取引規制の適用除外等を勧告し、当社保有の STI 株式を市場外で第三者に譲渡するのが適切と判断し、譲受人を探索してまいりました。今般、当該譲受人への譲渡が適切と判断したものです。

3. 対象となる子会社の概要

(1) 名称	株式会社システム・テクノロジー・アイ	
(2) 所在地	東京都中央区築地一丁目13番14号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 船岡 弘忠	
(4) 事業内容	eラーニング学習ソフトウェア「iStudyシリーズ」、学習管理システムの開発及び販売等	
(5) 資本金	350,573千円（平成27年12月31日現在）	
(6) 設立年月日	平成9年6月12日	
(7) 大株主及び持株比率 （平成27年12月31日現在）	株式会社ブイキューブ	66.81%
(8) 当社と当該会社の関係	資本関係	当社は当該会社株式897,900株（持株比率66.81%）を所有しています。
	人的関係	役員の兼任あり
	取引関係	借入金あり

4. 株式譲渡先（譲受人）の概要

(1) 氏名	間下 直晃	
(2) 住所	シンガポール共和国スコツロード	
(3) 当社と当該譲渡先の関係	資本関係	当社株式4,518,800株（持株比率23.95%）を所有しています。
	人的関係	当社の代表取締役社長であります。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当社の代表取締役社長であるため、関連当事者に該当します。

5. 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

(1) 譲渡前の所有株式数	897,900株（議決権の数：8,979個） （議決権の所有割合：66.81%）
(2) 譲渡後の所有株式数	817,900株（議決権の数：8,179個） （議決権の所有割合：60.86%）
(3) 譲渡価額	86,560,000円
(4) 譲渡価額の算定根拠	STI株式の東京証券取引所市場第二部における直近1ヶ月間（平成28年2月24日（水）から平成28年3月23日（水）まで）の終値単純平均値1,082円（小数点以下四捨五入）を譲渡単価といたしました。

6. 株式譲渡の日程

(1) 機関決定日	平成28年3月24日
(2) 株式譲渡契約締結日	平成28年3月24日
(3) 株式譲渡日	平成28年3月25日（予定）

7. 今後の見通し

本件が当社の平成28年12月期連結業績予想に与える影響については軽微と考えておりますが、今後修正が必要と判断した場合は速やかに公表いたします。

8. その他

当該譲受人によるSTI株式取得は、金融商品取引法第167条第1項及び金融商品取引法施行令第31条に定める「公開買付けに準ずる行為として政令で定める買い集め行為」に該当いたします。

以上